

柔道整復施術療養費支給申請書に係る支払業務について

1.支払開始時期

- ・平成23年8月施術分より、県内保険者分のみ^の柔道整復施術療養費支給申請書(国保及び後期高齢者)、福祉医療費支給申請・請求明細書を対象とします。(県外保険者分は、従来どおり県外保険者又は各都道府県国保連合会へ直接ご請求ください。)

2.支払対象申請書及び請求時の注意事項

(1)柔道整復施術療養費支給申請書(国保及び後期高齢者)

- ・施術機関コードについては、本会にて附番いたしておりますので、同封の施術機関コード連絡表及び資料1 をご参考に「施術機関コード欄」へご記入ください。

(2)福祉医療費(重心、母子、乳幼児)の医療助成分の請求について

- ・県内の国保被保険者及び県内の後期高齢者については、柔道整復施術療養費支給申請書での併記請求が可能です。
資料1 をご参考に柔道整復施術療養費支給申請書の「公費負担者番号欄」、「受給者番号欄」、「摘要欄」、「※欄(公費負担金額)」へご記入ください。
- ・社会保険被保険者及び国保組合被保険者については、資料2 をご参考に本会規則に定める様式「福祉医療費支給申請・請求明細書」、「福祉医療費総括表」にてご請求ください。
(「福祉医療費支給申請・請求明細書」、「福祉医療費総括表」の様式について、白紙のサンプルを同封いたしております。ご利用ください。)
(「福祉医療費支給申請・請求明細書」、「福祉医療費総括表」の様式は、本会ホームページからも入手できます。)

(3)総括票について

- ・厚生労働省受領委任の取扱規程(別添2)に基づく総括票(Ⅰ)、総括票(Ⅱ)の作成をお願いします。
- ・国保と後期高齢者の両方を請求される場合、総括票を国保と後期高齢者に分けて別々の作成をお願いします。
(総括票の様式は、本会ホームページからも入手できます。)

3.支払業務の流れ

(1)支払業務の流れ(例:平成25年2月施術分の場合)

- ・平成25年3月受付。
- ・平成25年4月末日に指定銀行口座へ支払予定です。
(受付月の翌月末日支払)
- ・平成25年4月末頃、各施術所へ支払額決定通知書(4月末振込金額)をお送りする予定です。

(2)過誤について

- ・平成23年8月施術分より、県内保険者分のみのみの柔道整復施術療養費支給申請書を対象とします。

4.お願い事項

(1)届出書(振込銀行指定届)

- ・支払業務を開始するにあたり事前に口座情報等の登録作業が本会で必要となりますので、お手数をおかけしますが、同封の別紙「届出書」を 平成 年 月 日(金)までにご返送ください。

返送先 〒791-8550 松山市高岡町 101 番地 1
 愛媛県国民健康保険団体連合会 業務二課 柔整療養費担当
TEL 089-968-8846 FAX 089-968-8803

※なお、「届出書」の施術機関コード欄には、同封の施術機関コード連絡表の施術機関コードをご参考の上、ご記入ください。

※振込銀行を変更する場合は、再度「届出書」をご提出ください。(但し、15日までに届出の場合は、翌月末日の支払に、16日以降の届出の場合は、翌々月末日になります。)

以 上